

契約者貸付手続きに関するお取扱い

★ご不明な点などあります際は、お手続き前に必ず弊社コールセンターへお問合せください。

保険契約者は、契約者貸付制度の利用を申込みことにより、以後反復して契約者貸付の実行を請求することができます。貸付請求をするときは、請求手続きに必要な書類を会社に提出してください。

- ✓ 年金開始後は、貸付のお手続きはできません。
(完備した書類が年金開始前に届かない場合、お手続きができない場合がございます。)
- ✓ ご契約状況によっては、お手続きいただけない場合がございます。
- ✓ 振込口座はご契約者様本人名義の銀行口座に限ります。
(証券口座をご希望の場合はカスタマーサービスセンターまでお問合せください。なお、証券口座へのお振込はご契約いただいた証券会社の口座に限ります。また、証券会社により取扱いが異なりますのでご了承ください。)
- ✓ 貸付金については、当社所定の利率を適用します。

契約者貸付条項

1. 〔契約者貸付制度の利用申込〕

保険契約者は、契約者貸付制度の利用を申込みことにより、以後反復して契約者貸付の実行を請求することができます。貸付請求をするときは、請求手続きに必要な書類を会社に提出してください。

2. 〔契約者貸付金の請求〕

契約者貸付金は、解約払戻金または積立金の範囲内で会社が定めた金額まで請求することができます。

3. 〔契約者貸付金の再請求と手取分〕

契約者貸付金の再請求とは、前の契約者貸付金（保険料の自動振替貸付があればその元利金を加えた金額）の元利金を差し引いたものが手取り金額となります。

4. 〔契約者貸付金の利息〕

利息は会社の定める利率で計算します。この利率は毎年1月および7月の最初の営業日において見直しを行ない直前の利率変更後の金融情勢の変化その他相当の事由がある場合は、利率を変更することがあります。

利率を変更する場合は、1月の見直しのときは4月1日から、7月の見直しのときは10月1日から前の契約者貸付および再請求の契約者貸付に対し、変更後の利率を適用します。

利息は契約者貸付金の支払日から1年経過ごとに払い込んでください。利息が払い込まれないときは、これを契約者貸付金支払日の1年ごとの応当日に元金に繰り入れます。

5. 〔契約者貸付金の返済〕

保険契約者は、いつでも契約者貸付元利金の全額または一部を返済することができます。この場合1年未満の期間に対する利息は日割で計算します。

この保険契約の約款により契約内容を変更する場合または支払事由が発生した場合は、契約者貸付元利金の全額返済または一部返済として支払うべき金額から差し引きます。

保険契約者に特別清算開始の命令、整理開始の命令、破産の宣告、和議開始の決定または更生手続の開始が決定されたときは、その日に貸付金返済の期日が到来したものとし保険契約は効力を失います。この場合、貸付金の元利合計額は会社が支払うべき金額と相殺清算します。

6. 〔契約者貸付元利金の解約払戻金/積立金超過〕

会社は、契約者貸付元利金が解約払戻金を超えるに到ったとき、この超過額をただちに払い込まない場合には、保険契約は効力を失います。または、契約者貸付元利金が積立金を超えるに到ったときは、普通保険約款「貸付金の返済」の規定により超過額に対する返済処理をすることができます。（商品によって異なります）